

香川県報



第 51 号

平成 17 年

7 月 1 日（金曜日）

目次

告 示

○新たに生じた土地を確認した旨の届出（二件）	（自治振興課）	一
○町及び字の区域に編入する旨の届出（三件）	（ " " ）	二
○有害図書 の 指定	（青少年・男女共同参画課）	三
○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	四
○生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更の届出（ " " ）	（ " " ）	五
○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出（ " " ）	（ " " ）	六
○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（ " " ）	七
○水防法の規定による水位情報の通知及び周知を行う河川の指定（河川砂防課）	（ " " ）	八
○平成十七年香川県告示第三百五十八号（水防法の規定による水防警報を行う河川の指定）の一部改正	（ " " ）	九
○道路の区域変更（二件）	（道路保全課）	一〇
○道路の位置指定（二件）	（建築課）	一一
○特定非営利活動促進法の規定による定款の変更の認証の申請（二件）	（県民参画課）	一二
○平成十六年香川県公告第四百五十九号（国土利用計画法施行令の規定による基準地の単位面積当たりの標準価格の判定）の一部訂正（環境・水政策課）	（ " " ）	一三
○平成十七年度介護支援専門員実務研修受講試験の実施（長寿社会対策課）	（ " " ）	一四
○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（経営支援課）	（ " " ）	一五
○地籍調査の成果の認証（三件）（農政課）	（ " " ）	一六
○土地改良事業の適否決定（土地改良課）	（ " " ）	一七

（印は、県法規集掲載事項） ページ

○土地改良事業計画変更の適否決定	（ " " ）	一八
○土地改良事業の認可	（ " " ）	一九
○土地改良事業の同意（二件）	（ " " ）	二〇
○土地改良区の定款変更の認可（二件）	（ " " ）	二一
○土地改良区の役員 の 退任 の 届出	（ " " ）	二二
公安委員会規則	（ " " ）	二三
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（ " " ）	二四
公安委員会告示	（ " " ）	二五
○平成十四年香川県公安委員会告示第五号（道路交通法施行規則に規定する医師の認定）の一部改正	（ " " ）	二六
公安委員会公告	（ " " ）	二七
○警備業法に規定する検定の実施	（ " " ）	二八
選挙管理委員会告示	（ " " ）	二九
○公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定	（ " " ）	三〇
人事委員会告示	（ " " ）	三一
○給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第三号）の一部改正	（ " " ）	三二

告 示

●香川県告示第三百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、直島町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、直島町長から届出があった。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
香川郡直島町字宮ノ浦二二〇三の一、二二四九の四、二二四九の二六の地先の公有水面埋立地	四〇八九・三五平方メートル

●香川県告示第四百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、直島町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、直島町長から届出があった。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

位 置	面 積
香川郡直島町字神子持三二九八及び字姫宮五一八の七及び字積浦四七八九の地先の公有水面埋立地	九三一・八三平方メートル

●香川県告示第四百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、直島町長から届出があった。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
香川郡直島町字宮ノ浦	香川郡直島町字宮ノ浦二二〇三の一、二二四九の四、二二四九の二六の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第四百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、直島町長から届出があった。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
香川郡直島町字姫宮	香川郡直島町字神子持三二九八及び字姫宮五一八の七及び字積浦四七八九の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第四百三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十七年七月一日から編入する旨、池田町長から届出があった。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
小豆郡池田町大字池田字焼山	小豆郡池田町大字池田字長石三〇二六の六
小豆郡池田町大字池田字上地	小豆郡池田町大字池田字東畑四二九九の三、四三〇〇の二、四三〇一の二、四三三二の二、四三三三の二、四三三四の二、四三三五の二、四三五二の二、四三五三の二、四三五六の三、四三五六の四、四三五八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部
小豆郡池田町大字池田字垣内	小豆郡池田町大字池田字岡條四三三四の一、四三七四の三から四三七四の五まで及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部
小豆郡池田町大字池田字垣内	小豆郡池田町大字池田字岡條四六二二の二、四六二二の三、四六二二の五、四六二三の五
小豆郡池田町大字池田字長石	小豆郡池田町大字池田字岡條四四四一の二
	小豆郡池田町大字池田字後谷四九〇五の二、四九〇五の三、四九〇六の二、四九〇七の二、四九〇八の三、四九〇九の二、四九〇九の三、四九一〇の二、四九一〇の三及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部

●香川県告示第四百四号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十七年七月一日

香川県知事 真鍋武紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
98	平成十七年六月二十四日	コミック誌	無敵恋愛 S・girl 話王 7月1日号増刊 (vol.10)	19820-7	㈱ぶんか社	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
99		雑誌	おとこのOFF 増刊コミックまるまん 7月1日号 (Vol.12)	13702-7	〃	
100		〃	スターズ!! バンデイトツ GON! 6月5日増刊号 (Vol.1)	03912-6	ミリオン出版(株)	
101		〃	KETAI BANDITS 7月号 (vol.49)	13319-7	〃	
102		コミック誌	スーパーコミックSP 月刊美少女裏DVD 7月号増刊 (vol.2)	17658-7	曙出版(株)	
103		雑誌	GONZO! 411 7月号増刊 (file.3)	17832-7	英知出版(株)	
104		〃	山崎大紀の突撃! 男の旅路 光速解析! パチスロNo.1 7月号増刊	13854-07	㈱英和出版社	
105		コミック誌	コミック Amour 7月号 (No.187)	03801-07	㈱サン出版	
106		〃	comic キャンドール 7月11日増刊号 (VOL.18)	20839-7 /11	実業之日本社	
107		雑誌	NP! 悪のマニュアル激進号 7月号	01935-07	㈱白石書店	
108	〃	DVD プレミアム VOL.01	67625-40	㈱晋遊舎		
109	コミック誌	レディース・コミック 微熱 7月号 (No.7)	09663-7	㈱セゾン新社		

110	雑誌	@BACABON!! iパラダイス 7月号増刊 (VOL.2)	11440-07	㈱ダイアプレス
111	〃	増刊 特冊新鮮組 7/7増刊号	24396-7 /7	㈱竹書房
112	〃	激裏 web サイト100 ッカサムツク12	66101-12	㈱司書房
113	〃	Oh! Crazy スッゲー!! @本当! 浮気妻の口話 7月号増刊 (Vol.3)	11496-07	㈱バウハウス
114	コミック誌	信じられない人妻 ㊦ DVD COMIC パチスロ裏テク大実戦 7月号増刊号 (Vol.2)	13796-07	平和出版(株)
115	雑誌	MenuFre! BOMBER 7月号 (NUMBER-050)	08513-07	㈱ベストセラーズ
116	〃	アジアン王 6月号	11403-6	ライオン出版(株)
117	〃	突撃! おいしい体験 MENS GOLD 7月号増刊 (VOL.16)	18614-07	㈱ライド社
118	コミック誌	ムク! クリム7/5増刊 (vol.02)	03300-7	ライオン出版(株)

●香川県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年七月一日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成一七、六、六	あいあい歯科	木田郡三木町大字氷上三九九番地一
平成一七、六、一	快生堂羽方調剤薬局	三豊郡高瀬町大字羽方六五九番地三

●香川県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	名 称		開設者	所在地
	変更前	変更後		
平成一七、五、二四	あきた歯科 医院	あきた歯科 医院	秋田 顕	小豆郡内海町片城甲 一六一―一

●香川県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、三、二二	医療法人社団宮井内科医院 丸亀市飯山町川原二二七番地一	医療法人社団宮井内科医院 丸亀市飯山町川原二二七番地一	居宅介護支援事業
平成一五、六、八	医療法人社団相愛会川口医院 仲多度郡満濃町炭所西一五二八番地一	医療法人社団相愛会 仲多度郡満濃町炭所西一五二八番地一	通所リハビリテーション

●香川県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、四、一	大杉脳外科ヘルパーステーション 善通寺市大麻町二〇七九番地一	医療法人社団大杉脳神経外科医院 善通寺市大麻町二〇七九番地一	訪問介護
平成一七、四、三〇	さぬき市社会福祉協議会日盛の里 さぬき市鴨庄四四八一番地二	さぬき市社会福祉協議会 さぬき市長尾東八八番地五	居宅介護支援事業 福祉用具貸与
平成一七、五、一	さぬき市社会福祉協議会日盛の里居宅介護支援事業所 さぬき市鴨庄四六一〇番地四四	社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会 さぬき市長尾東八八番地五	居宅介護支援事業
平成一五、六、九	医療法人社団相愛会川口医院 仲多度郡満濃町炭所西一五二九番地五	医療法人社団相愛会 仲多度郡満濃町炭所西一五二八番地一	通所リハビリテーション

平成一七、五、一	さぬき市社会福祉協議会日盛の里福祉用具貸与事業所 さぬき市鴨庄四六一〇番地四四	社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会 さぬき市長尾東八八番地五	福祉用具貸与
平成一七、五、三一	通所介護コミニケア 東かがわ市南野五〇番地六	有限会社おくとに東かがわ市南野五〇番地六	通所介護

●香川県告示第四百九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十三条第二項の規定により、水位情報の通知及び周知を行う河川を次のとおり指定する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

河川の名称	区 域		指 定 年 月 日
	左岸	右岸	
二級河川 香東川水系 香東川	香川郡香南町大字岡字清水一六番一地从先から海まで	香川郡香川町大字川東上字芦脇三四一番一地从先から海まで	平成十七年七月一日

●香川県告示第四百十号

平成十七年香川県告示第三百五十八号（水防法の規定による水防警報を行う河川の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第四百十一号

「第十条の六第一項」を「第十六条第一項」に改める。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月一日から同年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	変 更 前 後 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
さぬき市前山二二五九番三地从先から	前	一四・〇	二二・六	二八	道路災害復旧工事に伴う現道拡幅
	後	一五・八			
さぬき市前山二二七三番五地从先まで	前	三五・〇	二八	二八	
	後	二八・六			
さぬき市前山二五七四番四地从先から	前	二八・六	三四・八	二二	
	後	三三・〇			
さぬき市前山二五七四番四地从先まで	前	三三・〇	三九・八	二二	
	後	三三・〇			

●香川県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月一日から同年七月

二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 津田川島線(二号)
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	後	前			
東かがわ市五名五九三番一地先から	後	前	一四・〇 } 二四・二	二四	道路災害復旧工事に伴う現道拡幅
	後	前			
東かがわ市五名五九二番一地先まで	後	前	一四・〇 } 二八・六	一七	
	後	前			
東かがわ市五名五四一番一地先から	後	前	一六・六 } 二九・五	一七	
	後	前			
東かがわ市五名四五〇番四地先から	後	前	二一・〇 } 四三・五	八〇	
	後	前			
東かがわ市五名四五四番一地先まで	後	前	二一・〇 } 五一・七	八〇	
	後	前			

●香川県告示第四百十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 中土指道 第五号
 - 二 指定年月日 平成十七年六月十五日
 - 三 指定道路の位置 丸亀市山北町字道下九二〇―一、九二二―一、九二二―一及び同地先農道
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル、四・三二メートル
延長 五一・二四メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第四百十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 中土指道 第六号
 - 二 指定年月日 平成十七年六月十七日
 - 三 指定道路の位置 綾歌郡綾南町大字萱原字下所八〇六―五、八〇七―五及び同地先農道・水路
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・七〇メートル
延長 一五・二五メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第四百一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年八月十六日まで縦覧に供する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十七年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人香川県ボランティア協会

小島 克己

高松市松福町二丁目二番一三号

三 定款に記載された目的

この法人は、県内のボランティア・市民団体に対して、相互の連帯をはかるとともにボランティア・市民活動の開発、育成、援助等を行うことによつて、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

●香川県公告第四百二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年八月十四日まで縦覧に供する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十七年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人日本ケアシステム協会

兼間 道子

高松市中央町十七番三〇号

三 定款に記載された目的

本会は、在宅で介護が必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対し、愛・忍耐・技術の理念といつてもどこでも・だれでものモットーのもと、地域社会を豊かで住みよくするための福祉活動に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第四百三号

平成十六年香川県公告第四百五十九号（国土利用計画法施行令の規定による基準地の単位面積当たりの標準価格の判定）の一部を次のように訂正する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表高松（県）一六の項中「農家住宅、建売住宅等が点在する住宅地域」を「農家住宅、小規模建売住宅等が点在する住宅地域」に改め、高松（県）一二十七の項中「一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域」を「一般住宅が建ち並ぶ郊外の新興住宅地域」に改め、高松（県）一二十八の項中「高松市新田町字岩宮甲2608番7外」に改め、高松（県）一四十一の項中「495」を「459」に改め、丸亀（県）一一の項中「中規模一般住宅が多い郊外の住宅地域」を「中規模一般住宅が多い新興住宅地域」に改め、丸亀（県）一九の項中「三軒病院前300m」を「丸亀3.1km」に改め、丸亀（県）五一一の項中「西側道」を「側道」に改め、さぬき（県）一一二の項中「中規模一般住宅が多い新興住宅地域」を「中規模一般住宅が多い住宅地域」に改め、さぬき（県）一一三の項中「中規模住宅が多い新興住宅地域」を「中規模住宅が多い住宅地域」に改め、牟礼（県）一五の項中「木田郡牟礼町大字大町字上井手西1268番2」を「木田郡牟礼町大字原字上井手西1268番2」に改め、香西（県）一一の項中「小規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の新興住宅地域」を「小規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域」に改め、綾歌（県）五一一の項中「下水」を削り、飯山（県）五一一の項中「水道」を「水道 下水」に改め、豊中（県）五一一の項中「南西5.5m町道」を「南西5.5m町道」に改め、詫間（県）一三の項中「住宅 W1」を「1:1.2」に、「1:1:

1.2]を「在宅 WI」に改め、仁尾(県)―一の項中「中規模一般住宅が多い区画隣接とした新遷住地域」を「中規模一般住宅が多い区画隣接とした住宅地域」に改め、仁尾(県)―二の項中「住宅地形状」を削る。

●香川県公告第四百四号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の二第一項の規定により、平成十七年度介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験期日

平成十七年十月二十三日(日曜日)

二 試験場所

高松市一宮町五三二番地 高松南高等学校

三 受験資格

介護支援専門員に関する省令(平成十年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。)第一条に規定する要件を満たす者

四 試験科目

介護支援分野及び保健医療福祉サービス分野に関する問題

ただし、省令第一条第一項第一号に規定する法定資格を有する者については、保健医療福祉サービス分野における当該専門に係る事項の問題の解答を免除する。

五 受験手続

1 提出書類

- (一) 介護支援専門員実務研修受講試験申込書(以下「受験申込書」という。)
- (二) 実務経験を確認することができる書面
- (三) 写真(申込前六月以内に無帽正面向きで上半身を撮影した縦五センチメートル、横四センチメートルのもので、裏面に撮影年月及び受験申込者の氏名を記載したものを受験申込書の所定の欄にはり付けて提出すること。)
- (四) 解答免除対象資格者については、その資格に係る免許等の写し

2 受付期間

平成十七年八月十五日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで(受付時間は、

午前八時三十分から午後五時までとする。)。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
なお、郵便等による送付による場合は、受付期間の末日までの消印(これに準ずるものを含む。)のあるものに限り受け付ける。

3 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部長寿

社会対策課

六 受験手数料及び納付方法

八、〇〇〇円

受験手数料は、八、〇〇〇円に相当する額の香川県証紙を受験申込書にはり付けて納付するものとする。なお、当該証紙に消印はしないこと。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便等による送付により受験申込書等を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面八、〇〇〇円の郵便為替を同封することにより納付するものとする。

七 合格者の発表

合格者については、受験番号を香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示し、合格証書を交付する。

なお、合格発表日は、試験当日に試験会場において周知する。

八 その他

1 受験申込書等は、香川県健康福祉部長寿社会対策課、東讃県民センター、東讃保健福祉事務所、小豆総合事務所、中讃県民センター、中讃保健福祉事務所及び西讃保健福祉事務所において交付する。ただし、郵便等による送付により請求する場合は、受験申込書等の送付を郵便により行うので、あて先を明記し、二四〇円切手をはった角型二号(縦三三ミリメートル、横二四〇ミリメートル)の返信用封筒を同封して、香川県健康福祉部長寿社会対策課へ送付すること。

2 その他詳細については、香川県健康福祉部長寿社会対策課保険者指導グループ(電話番号〇八七―八三二―三二七二)に問い合わせること。

●香川県公告第四百五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三

項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十七年香川県公告第百三三号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッシュバリュー坂出店 坂出市昭和町一丁目九九五番一ほか

三 法第八条第一項の規定により坂出市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年七月一日（金曜日）から同年八月一日（月曜日）まで

●香川県公告第四百六号

善通寺市の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十五年度から平成十六年度まで

二 成果の名称

1 善通寺市地籍図

2 善通寺市地籍簿

三 調査を行った地域

善通寺町、碑殿町、大麻町の各一部

四 認証年月日

平成十七年七月一日

●香川県公告第四百七号

小豆郡土庄町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十五年度から平成十六年度まで

二 成果の名称

1 小豆郡土庄町地籍図

2 小豆郡土庄町地籍簿

三 調査を行った地域

湊崎、上庄の各一部

四 認証年月日

平成十七年七月一日

●香川県公告第四百八号

小豆郡池田町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十五年度から平成十六年度まで

二 成果の名称

1 小豆郡池田町地籍図

2 小豆郡池田町地籍簿

三 調査を行った地域

大字池田の一部

四 認証年月日

●香川県公告第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年六月十五日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年七月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）大井出上地区	大野原町経済課
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）神の木地区	豊中町経済課

●香川県公告第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業（団体営基盤整備促進事業乙井川北地区）計画を変更することについて平成十七年六月十四日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成十七年七月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年六月十五日認可した。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路新設事業）原下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）二の池下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）深谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）徳前地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）田井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）天皇池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）中尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）寺岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）岡本谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）北畑かん地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）普人池地区

●香川県公告第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年六月十五日同意した。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
綾南町	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）篠池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）氷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）川下中地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高司下池地区

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	泥池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	落合地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）	中池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）	庄屋池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）	萱原用水地区

●香川県公告第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年六月十五日同意した。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名
豊中町	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 大津池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 大苗代地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 財田地区

●香川県公告第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、香南町音谷池土地改良区の定款の変更を平成十七年六月十四日認可した。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、丸亀市綾歌町堤池土地改良区の定款の変更を平成十七年六月十六日認可した。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸亀市綾歌町堤池土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十七年七月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の
種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事 渡瀬 克己 丸亀市綾歌町栗熊東一五二番地 平成一七、五、四

公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月一日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十二号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の十三」に改める。

第二章第三節第十二条の次に次の十二条を加える。

（登録の申請書等の様式等）

第十二条の二 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号。以下「委託規則」という。）第二条第一項に規定する申請書の様式は、別記様式第十六号の二の登録（更新）申請書のとおりとする。

2 委託規則第二条第二項第四号に掲げる書面の様式は、別記様式第十六号の三の誓約書のとおりとする。

3 委託規則第二条第二項第五号に掲げる書類は、別記様式第十六号の四の誓約書、二人以上の法第五十一条の八第一項に規定する放置車両の確認等を行う者の委託規則第十二条の駐車監視員資格者証の写し及び法第五十一条の八第四項第三号の事務所の使用について権原を有することを証する書類の写しとする。

(登録等の通知)

第十二条の三 公安委員会は、法第五十一条の八第一項の登録を行ったときは別記様式第十六号の五の登録(更新)通知書により、同項の登録を行わなかったときは別記様式第十六号の六の登録(更新)に関する通知書により申請者に通知するものとする。

(登録の更新)

第十二条の四 法第五十一条の八第六項の登録の更新(以下「登録の更新」という。)の申請は、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)が満了する日の六月前から二月前までの間に行わなければならない。

2 登録の更新がされた場合において、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間が満了する日の翌日から起算するものとする。

3 前二条の規定は、登録の更新について準用する。

(登録の取消しの通知)

第十二条の五 公安委員会は、法第五十一条の十の規定により登録を取り消したときは、別記様式第十六号の七の登録取消処分通知書により当該処分を受けた法人に通知するものとする。

(駐車監視員資格者講習受講申込書の様式等)

第十二条の六 委託規則第七条第一項に規定する申込書の様式は、別記様式第十六号の八の駐車監視員資格者講習受講申込書のとおりとする。

2 公安委員会は、前項の駐車監視員資格者講習受講申込書の提出を受けたときは、別記様式第十六号の九の駐車監視員資格者講習受講票を申込者に交付するものとする。

(駐車監視員資格者講習修了証明書等の再交付申請書の様式)

第十二条の七 委託規則第九条第二項(委託規則第十条第五項において準用する場合を含む。)及び委託規則第十三条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十六号の十の駐車監視員資格者講習修了証明書等再交付申請書のとおりとする。

(駐車監視員資格者認定申請書の様式)

第十二条の八 委託規則第十条第二項に規定する申請書の様式は、別記様式第十六号の十一の駐車監視員資格者認定申請書のとおりとする。

(駐車監視員資格者認定の手続)

第十二条の九 公安委員会は、法第五十一条の十三第一項第一号口の規定による認定(以

下この項において「認定」という。)を受けようとする者が委託規則第十条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは別記様式第十六号の十二の駐車監視員資格者認定審査受検票を当該者に交付し、いずれにも該当しないと認めるときは別記様式第十六号の十三の駐車監視員資格者認定に関する通知書により認定をしない旨を当該者に通知するものとする。

2 委託規則第十条第一項の規定による審査は、筆記による考査により行うものとする。

(駐車監視員資格者証交付申請書等の様式)

第十二条の十 委託規則第十一条第一項に規定する申請書の様式は、別記様式第十六号の十四の駐車監視員資格者証交付申請書のとおりとする。

2 委託規則第十一条第二項第三号に掲げる書面の様式は、別記様式第十六号の十五の誓約書のとおりとする。

(駐車監視員資格者証の交付の拒否の通知)

第十二条の十一 公安委員会は、法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付をしないときは、別記様式第十六号の十六の駐車監視員資格者証交付に関する通知書により当該処分を受けた者に通知するものとする。

(駐車監視員資格者証書換え交付申請書の様式)

第十二条の十二 委託規則第十三条第一項に規定する申請書の様式は、別記様式第十六号の十七の駐車監視員資格者証書換え交付申請書のとおりとする。

(駐車監視員資格者証返納命令書の様式)

第十二条の十三 委託規則第十四条第一項に規定する命令書の様式は、別記様式第十六号の十八の駐車監視員資格者証返納命令書のとおりとする。

別記様式第十六号の次に次の十七様式を加える。

別記様式第16号の2 (第12条の2、第12条の4関係)

登録(更新)申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

名 称
申請者
代表者 (印)
電話 ()

第51条の8第2項 登録
道路交通法 の規定により の申請
第51条の8第7項において準用する同条第2項 登録更新

をします。

主たる事務所の所在地	
県内の事務所の所在地	
添付書類	<p>1 法人関係</p> <p>(1) 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるもの</p> <p>(2) 登記事項証明書又はこれに準ずるもの</p> <p>(3) 役員名簿</p> <p>(4) 道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる法人のいずれにも該当しないことの誓約書</p> <p>(5) 道路交通法第51条の8第4項各号に掲げる要件のすべてに適合することを説明した書類</p> <p>ア 道路交通法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合することの誓約書</p> <p>イ 駐車監視員資格者証の写し</p> <p>ウ 事務所の使用について権原を有することを証する書類の写し</p> <p>2 役員関係</p> <p>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し</p> <p>(2) 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書</p> <p>(3) 道路交通法第51条の8第3項第2号ホ及びへに掲げる者のいずれにも該当しない旨の医師の診断書</p>

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

名 称
申請者
代表者 ⑩

当法人は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集团的又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の4 (第12条の2、第12条の4関係)

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

名 称
申請者
代表者 ⑩

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

登録（更新）通知書

第 年 月 日 号

殿

香川県公安委員会 印

第51条の8第1項 登録
道路交通法 に規定する を行い、次のとおり登録簿に記載した
第51条の8第6項 登録更新

ので通知します。

名 称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
県内の事務所の所在地	
登 録 年 月 日 登録更新	年 月 日
登 録 番 号	第 号

注意事項 次回、登録更新を行うときは、 年 月 日の6月前から2月前までの間に申請してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の6 (第12条の3、第12条の4関係)

登録（更新）に関する通知書

第 年 月 日 号

殿

香川県公安委員会 印

第51条の8第1項 登録
年 月 日付で申請のあった 年 月 日付で申請のあった 年 月 日付で申請のあった
第51条の8第6項 登録更新

登録
については、下記の理由により 登録更新 をしないこととしたので通知します。

理 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

登録取消処分通知書

第 年 月 日
号

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第51条の10の規定により、下記の理由により登録（登録番号第 号）
を取り消したので通知します。

理 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の8 (第12条の6 関係)

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住所
申請者 氏名 (印)
電話 ()

申 込	本 籍		
	住 所		
者	(ふりがな)		写 真
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	

講 習 ・ 修 了 考 査	※受講年月日 (修了考査)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	※修了考査の結果	合 ・ 否
	※受講場所			
	※受講番号			

- 備考 1 申込者は、※印欄には記載しないこと。
2 申込者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の9（第12条の6関係）

受講番号	
駐車監視員資格者講習受講票	
(ふりがな) 氏名 生年月日 年 月 日	
項目	日時及び場所
講習日時 第1日目	年 月 日 時 分開始
講習日時 第2日目	年 月 日 時 分開始
考查日時	年 月 日 時 分開始
受付時間	各日 時 分から 時 分までの間
講習場所 (略図)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

別記様式第16号の10（第12条の7関係）

駐車監視員資格者講習修了証明書等再交付申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名 (印)
電話 ()

種 類		<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者講習修了証明書 <input type="checkbox"/> 認定書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証	
申 請 者	本 籍		
	住 所		
	(ふりがな)		写 真
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
交付年月日及び番号	年 月 日 第 号		
再交付を申請する事由			

(第九二四八号)

三

- 備考 1 駐車監視員資格者証の再交付を申請する場合にのみ写真2枚を添付し、そのうち1枚をこの申請書にはり付けること。
- 2 再交付を申請する事由の欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

駐車監視員資格者認定申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住所
申請者 氏名 (印)
電話 ()

申 請 者	本籍			
	住所			
	(ふりがな)			写 真
	氏名			
	生年月日	年	月	日
区分	確認事務の委託の手続等に関する規則 <input type="checkbox"/> 第10条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第10条第1項第2号 <input type="checkbox"/> 第10条第1項第3号 に該当する者			

認 定 考 査	※受検日	年 月 日	※認定考査の結果	合・否
	※受検場所			
	※受検番号			

- 備考 1 申請者は、※印欄に記載しないこと。
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の12 (第12条の9 関係)

受検番号	
駐車監視員資格者認定考査受検票	
(ふりがな) 氏 名 生年月日 年 月 日	
項 目	日 時 及 び 場 所
考査日時	年 月 日 時 分開始
受付時間	時 分から の間 時 分まで
考査場所 (略図)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

駐車監視員資格者認定に関する通知書

第 年 月 日
号

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定による駐車監視員資格者認定については、下記の理由により認定しないこととしたので通知します。

理 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の14 (第12条の10関係)

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住所
申請者
氏名 (印)
電話 ()

申 請 者	本 籍		
	住 所		
	(ふりがな)		写 真
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
添 付 書 類	1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書 2 戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し 3 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書 4 道路交通法第51条の8第3項第2号ホ及びへに掲げる者のいずれにも該当しない旨の医師の診断書 5 道路交通法第51条の13第1項第2号イからハマまでに掲げる者のいずれにも該当しない旨の誓約書 6 写真2枚(1枚は、この申請書にはり付けること。)		

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名 ⑩

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集团的又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の16 (第12条の11関係)

駐車監視員資格者証交付に関する通知書

第 年 月 日 号

殿

香川県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった道路交通法第51条の13第1項の駐車監視員資

格者証の交付については、下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住所
申請者 氏名 (印)
電話 ()

申 請 者	本 籍			
	住 所			
	(ふりがな)			写 真
	氏 名			
	生年月日	年	月	
資 格 者 証	番 号	第	号	
	交付年月日	年	月	日
書換え交付を申請する事由				

- 備考
- 1 写真2枚を添付し、そのうち1枚をこの申請書にはり付けること。
 - 2 駐車監視員資格者証を添付すること。
 - 3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の18 (第12条の13関係)

駐車監視員資格者証返納命令書

第 年 月 日 号

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第51条の13第2項の規定により、下記の理由により駐車監視員資格者証
(第 号)の返納を命ずる。

資格者証の返納 期限	年 月 日
資格者証の返納 を命ずる理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

●香川県公安委員会告示第十三号

平成十四年香川県公安委員会告示第五号（道路交通法施行規則に規定する医師の認定）の一部を次のように改正する。

平成十七年七月一日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

表中「田口 朗」を「齋藤 了一」に改める。

公安委員会公告

●香川県公安委員会公告第六十一号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第十一条の二に規定する検定を実施するので、警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。）第四条の規定に基づき次のとおり公示する。

平成十七年七月一日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 実施期日及び実施場所

実施期日	平成十七年十月五日（水）午前九時から午後四時三十分まで
実施場所	高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課 運転免許センター

二 種別及び方法

種 別	交通誘導警備（二級）
方 法	学科試験及び実技試験による。

三 受検定員及び受検対象者

四 受検申込み及び受検申請手続

1 受検申込み

受検定員	四十名
受検対象者	県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員のうち県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）。ただし、次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。 一 法第三条第一号から第六号までのいずれかに該当する者 二 検定規則第十一条第一項第二号又は第三号の規定により検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者

2 受検申請手続

受検申込期間	平成十七年七月二十五日（月）から同年八月五日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
受検申込先及び申込方法	検定を受けようとする者（以下「受検申込者」という。）の住所を管轄する警察署（県外在住警備員にあつては、営業所の所在地を管轄する警察署）の警備業担当課に受検申込者が直接申し込むこと。
受検申請者の決定等	受検申込者の数が受検定員を超えた場合は、受検申込期間終了後、抽選により受検申請をすることができる者（以下「受検申請者」という。）を決定するが、抽選の有無にかかわらず、受検申請者には通知を行うこととする。
受検申請期間	平成十七年八月二十九日（月）から同年九月九日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
検定申請書の提出先及び提出方法	受検申込みをした警察署の警備業担当課に受検申請者が申請に必要な書類を直接提出すること。

申請に必要な書類

- 1 検定申請書 正副二通
- 2 添付書類
- 1 履歴書及び住民票(外国人にあつては、外国人登録証明書)の写し 各一通
- 2 県外在住警備員にあつては、県内の営業所に属することを疎明する警備業法施行細則(平成十二年香川県公安委員会規則第十二号)第七条第一項の警備員所属証明書 一通
- 3 成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。) 一通
- 4 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しないことを証明する市町村(特別区を含む。)の長の証明書 一通
- 5 法第三条第六号に掲げる者に該当しないことを証明する医師の診断書 一通
- 6 法第三条第一号から第六号までに掲げる者及び検定規則第十一条第一項第二号又は第三号に該当することにより検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して三年を経過しない者のいづれにも該当しないことを誓約する書面 一通
- 7 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

五 検定手数料
検定手数料(二二、〇〇〇円)は、平成十七年十月五日の検定当日の受付の際に、香

川県証紙により納入すること。

六 受験票の交付

検定規則第五条第一号又は第二号のいづれにも該当しない受験申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において受験票を交付する。

七 その他

- 1 検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受験申請者は、午前九時までに受験票を係員に示して受付を終えること。
- 2 受験に際しては、筆記用具及びびも付き警笛を持参すること。
- 3 その他詳細については、香川県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備業担当(電話番号〇八七―八三三―〇一一〇)に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十七年七月一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム高松さん荘	高松市西植田町四二二一	平成十七年六月二十二日

人事委員会告示

●香川県人事委員会告示第四号

給料表別、級別職務分類表(昭和六十年香川県人事委員会告示第三号)の一部を次のように改正し、平成十七年七月一日から施行する。

平成十七年七月一日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

別表第一の十一級の部中

事務局長	※事務局長
------	-------

を

事務局長

に改め

同表十級の部中

人事委員会の事務部局	監査委員の事務部局	労働委員会の事務部局
------------	-----------	------------

事務局長

を削る。

平成十七年七月一日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

